

令和 8 年（2026 年）第 7 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 8 年（2026 年）7 月 23 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和8年第7回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	令和8年7月23日午前10時00分			閉会	令和8年7月23日午前10時45分	
休憩	10時30分～10時37分					
日程	議案番号	案 件				結果
1	報告第27号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について				承認
2	報告第28号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について				承認
3	議案第6号	第39期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について				可決
4	議案第7号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について				可決
5	議案第8号	令和9年度使用教科用図書の採択について				可決
6	報告第29号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①				聴取
7	報告第30号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②				聴取
構成員	教 育 長	谷 元 紀 之	構成員	教 育 委 員	大 中 智 恵	
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	桐 山 智 巳	
	教 育 委 員	中 西 悠 子				
説明員	副 教 育 長	乾 口 里 美	説明員	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中 野 雅 央	
	総 合 教 育 部 長	増 尾 友 治		施 設 整 備 課 長	里 俊 明	
	学 校 教 育 部 長	千 原 正 敏		教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗	
	都 市 整 備 部 次 長	森 清 太 郎		児 童 生 徒 課 長	中 口 恵 未 子	
	総 合 教 育 部 次 長	上 田 詞 子		放 課 後 子 ど も 課 長	三 木 ひ と み	

	学 校 教 育 部 次 長	河 田 典 子		教 育 指 導 課 長	沓 拔 淑 子
	学 校 教 育 部 次 長	倉 田 仁 司	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	佐 藤 喬 史
	総 合 教 育 部 副 参 事 (学 校 等 施 設 担 当) 兼 学 校 教 育 部 副 参 事 (学 校 等 施 設 担 当)	津 熊 聖 博	傍 聴 の 人 数		1 人

○谷元教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議は、全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

○谷元教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第7回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

続いて、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、大中委員を指名いたします。

続きまして、日程に入る前に、教育委員会の活動状況について報告します。

前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、中西委員と桐山委員から、7月21日の学校経営者研修について、それぞれご報告いただきます。

それでは、中西委員からお願いします。

○中西委員 7月21日に行われた午前の部の学校経営者・教頭研修で、「子ども一人ひとりの権利を基盤とした学校経営」というテーマで、ユニセフ協会の池田礼子氏の講演を拝聴いたしました。講演では、1989年に国連で採択され、日本では1994年に締結された「子どもの権利条約」第1条から第40条を基に、子どもの権利とは何か、そしてそれを学校現場でどのように生かしていくのかについて学びました。特に、条約の4つの原則、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命・生存・発達の権利」、「意見表明権」は、日々の教育活動の土台となる視点であると改めて認識しました。印象的だったのは、日本の子どもたちの現状に関するデータです。身体的な健康は高い水準にある一方で、精神的幸福度は低く、全体順位も決して高くない現状が示されていました。さらに、自己満足度の低さと自殺率や不登校、いじめの問題が関連している可能性についても触れられ、子どもたちの心の状態に目を向ける重要性を強く感じました。一方で、将来に希望を持っていると答える子どもたちが多い点は、日本の子どもたちの持つ可能性や前向きさを示しており、そこをどう支えていくかが大切だと感じました。研修内のグループワークでは、子どもの権利条約の中から学校生活と関係のある条文を選び、意見交換を行いました。その中で、「管理職は研修の機会があるが、その学びが現場の教職員まで十分に届いていないのではないか。」という意見がありました。どれだけいい学びも現場で実践されてこそ意味があると感じます。スクールソーシャルワーカー等の専門職の力も活用しながら、学校全体で学び続けていけるような仕組みの構築が進んでいけばと感じました。今回の研修で得た学びについても、先生方一人ひとりに少しでも浸透していくよう、共有の在り方や伝え方を工夫していってほしいと感じました。また、これからの学校教育を考えるうえで、多様性はますます重要になると感じました。子ども一人ひとりが異なる背景や価値観を持つ中で、その違いを尊重しながら、誰もが安心して過ごせる環境を作ることこそが子どもの権利を大切にする教育につながるのだと思います。講演の中で授業実践も紹介されており、子どもたちが子どもの権利を自分事として考える学びが印象的でした。条文を基に意見を出し合ったり、学級目標を考えたりする中で、「自分も周

りも大切にしたい」、「安心できるクラスにしたい」といった声が見られ、子ども主体の学びが根付いていると感じました。子どもの権利を大切にする教育は特別なものではなく、日々の関わりの中で、子どもの声を聞き、学級づくりに生かしていくことの積み重ねであると実感しました。今回の研修を通して、子どもの権利は特別なものではなく、日々の関わりや学級づくり、声掛け一つひとつの中にあるものだ実感しました。今後は、子どもの権利の視点で学校や学級を見直し、子どもたちのウェルビーイングの向上につながる実践を積み重ねていければと思います。

以上です。

○谷元教育長 ありがとうございました。

続いて桐山委員、お願いします。

○桐山委員 第2回目の学校経営者研修及び教頭研修の午後の部では、武蔵野大学ウェルビーイング学部の浦谷裕樹氏（愛称：ロッキー）による「教職員と子どものウェルビーイングを実現する組織づくり」をテーマとした研修が行われました。講師の浦谷氏は、あえて呼ばれたい名前と呼び合うことでフラットな関係性を築くことを大切にしておられ、ウェルビーイングの考え方を学校現場にどう生かすかについての講演でした。

ウェルビーイングとは、WHO憲章にも示される「良好な状態」のことであり、一般的には「幸せな状態」と捉えることができます。講演では、「幸せな人生を送る子どもを育てるために最も大切なことは、教育者や保護者自身がウェルビーイングな状態であること」と強調されました。大人が満たされていることで、その幸福感が周囲に広がり、子どもたちにも良い影響を与えるという考え方です。

日本では近年、政府や企業、教育分野でウェルビーイングへの注目が高まっています。一方で、日本の子どもたちは学力や生活面では高い水準にあるものの、精神的幸福度や自己有用感、人生満足度は低い傾向にあることが紹介されました。また、教員についても、仕事へのやりがいは高い一方、人生満足度の低さや若手教員の精神的不調が課題となっています。

ウェルビーイング学は心理学や統計学を基盤としたもので、幸福感は学習力や創造力、生産性の向上、健康寿命の延伸などと深く関係しています。さらに、幸せは周囲に伝染し、友人やその友人にまで影響を及ぼすというのです。

この講演では、幸せを構成する「4つの因子」が紹介され、アンケートも行われ、各自の幸福度をチェックする場がありました。①「やってみよう因子」（自己実現と成長）、②「ありがとう因子」（つながりと感謝）、③「なんとかなる因子」（前向きさと楽観性）、④「ありのままに因子」（自分らしさと自己受容）です。これら4つを高めることが幸福度向上につながるというのです。具体例として、寝る前に良かったことや感謝できることを書き出す習慣は、幸福感や睡眠の質を高める実践として紹介されました。

学校におけるウェルビーイングな働き方改革のポイントとして、「知る」「伝える」「実践する」の3つが挙げられました。まず行うべきことは、理論や現状を知り、教職員同士の信頼関係を高めること、次に、心理的安全性の高い職場づくりを行うこと、そして、子どもや教職員のアイデアを形にしていくことが重要であるということでした。心理的安全性を高めるためには「話しやすさ」「助け合い」「挑戦」「新奇歓迎」の4要素があり、高い目標と心理的安全性を両立

させることが、より意欲的に学び続ける組織の育成につながるということでした。

この講演を受けて、研修の後半は、学校ごとに校長と教頭、あるいは校長と教頭の職種ごと、また、中学校区ごとなどで課題を考え、今後に生かす相談がなされていました。

今回の研修を通して、ウェルビーイングは個人の幸福だけでなく、学校全体や組織の活性化や学力向上にも関わる重要な視点であることを学びました。まずは、日常の中で笑顔、感謝や前向きな言葉を意識し、教職員同士が安心して対話できる環境づくりを進めることで、子どもたちのウェルビーイング向上にもつなげていってほしいと感じました。

以上です。

○谷元教育長 ありがとうございます。教育委員会の活動報告については以上です。

それでは、日程 1、報告第 27 号「臨時代理事項の報告について（1）職員の普通退職について」を議題とします。

説明を求めます。増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第 27 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書 5 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

6 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

7 ページをご覧ください。臨時代理第 7 号「職員の普通退職について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 6 月 30 日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。なお、ご説明の折、所属・職・氏名につきましては省略させていただきます。

8 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 7 号の説明とさせていただきます。

報告第 27 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 27 号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

それでは、日程 2、報告第 28 号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 28 号「臨時代理事項の報告について」
ご説明申し上げます。

議案書 9 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

10 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

11 ページをご覧ください。臨時代理第 8 号「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 7 月 8 日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

12 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございですが、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」について、教育委員会の附属機関として設置することを枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例で定めています。本条例に基づき、いじめ重大事態調査を行う合議体に、新たに委員を委嘱するものでございます。「2. 委嘱期間」でございですが、令和 8 年 7 月 14 日から、本合議体において処理する諮問に係る答申の日まででございます。「3. 委嘱委員」でございですが、大阪弁護士会よりご推薦いただきました、法律の分野の学識経験を有する者として、西村英一郎氏及び松本千賀氏、大阪府臨床心理士会よりご推薦いただきました、臨床心理に関する専門知識を有する者として、中村昌子氏の 3 名を委嘱するものでございます。

委員に関する詳細につきましては、13 ページの参考資料、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員名簿のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 8 号の説明とさせていただきます。

報告第 28 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 28 号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程 3、議案第 6 号「第 39 期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第 6 号「第 39 期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書 14 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1

項第9号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

15 ページをご覧ください。「1. 内容」でございますが、社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、学識経験を有する者、学校教育及び社会教育の関係者、並びに、家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から、枚方市社会教育委員設置条例第2条第2項に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。「(1) 委員の解嘱」でございますが、この度、公益財団法人枚方市スポーツ協会の推薦を受けて委嘱していた弓手恵委員から、令和8年7月23日をもって辞任したい旨の申し出がございましたので、解嘱するものでございます。「(2) 委員の委嘱」でございますが、弓手恵委員の後任として、公益財団法人枚方市スポーツ協会から推薦のあった戸梶直隆氏を委嘱するものでございます。委嘱期間は、枚方市社会教育委員設置条例第3条第2項に基づき、前任の委員の残任期間である令和8年7月24日から令和9年7月31日まででございます。

なお、参考資料として、16 ページに新たな第39期枚方市社会教育委員名簿を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第7号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第7号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書 17 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

18 ページをご覧ください。「1. 内容」でございますが、児童の放課後対策審議会委員は、児童の放課後に関する計画の策定、児童の放課後環境の整備など、児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項についての調査審議を行うため、枚方市附属機関条例に基づき、学識経験を有する者、社会教育に関する専門的知識を有する者、児童福祉に関する専門的知識を有する者、市民団体又は関係団体を代表する者の中から11名を委嘱しております。「(1) 委員の解嘱」でございますが、この度、枚方市PTA協議会から推薦を受けて委嘱していた青島弘委員から辞任したい旨の申し出がございましたので、本日付で解嘱するものでございます。「(2) 委員の委

嘱」でございますが、青島弘委員の後任として、枚方市PTA協議会から推薦がありました栗村由美子氏を委嘱するものでございます。委嘱期間は、枚方市附属機関条例第2条第2項に基づき、前任委員の残任期間である令和8年7月24日から令和9年9月12日まででございます。

なお、「2. 参考資料」として、19 ページに新たな「第5期児童の放課後対策審議会委員名簿」を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第7号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、議案第8号「令和9年度使用教科用図書の採択について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第8号「令和9年度使用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

議案書 20 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第13号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

21 ページをご覧ください。「1. 内容」でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものと定められており、同法施行令第15条により、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められております。

22 ページをご覧ください。小学校教科用図書につきましては、令和5年度に採択し、令和6年度から使用しております。したがって、令和9年度に使用する小学校教科用図書につきましては、上段の表にあります、本年度使用している教科用図書と同一の教科用図書を採択することとなります。また、中学校教科用図書につきましては、令和6年度に採択し、令和7年度から使用しております。したがって、令和9年度に使用する中学校教科用図書につきましても、下段の表にあります、本年度使用している教科用図書と同一の教科用図書を採択することとなります。

なお、本年度使用しております種目ごとの全発行者の小学校及び中学校教科用図書は、参考資料として 23 ページ「【参考資料1】小学校教科用図書目録一覧（令和5年度採択、令和6・7・8年度使用）」及び 24 ページ「【参考資料2】中学校教科用図書目録一覧（令和6年度採

択、令和7・8年度使用）」に掲載しております。それぞれの種目にて、網掛けにしている発行者のものが、小学校では令和5年度、中学校では令和6年度に採択され、今年度においても使用している教科用図書となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

桐山委員。

○桐山委員 令和9年度使用の教科用図書については、現在と同一のものを採択する旨の説明がありました。先日、学校教育法の一部が改正され、情報通信技術の進展に鑑み、児童・生徒の教育の充実を図るため、紙媒体のみならず、電磁的記録を含み得るものとして、新たに「教科書」を位置づける旨が示されました。新たな教科書の形態の在り方や採択・使用等に当たっては、国としての基本的な考え方が今後示されるかと思いますが、教育委員会として、準備を進めていく必要があると考えます。現在、枚方市は文部科学省の学習者用デジタル教科書実証事業に参加し、小学校5年生から中学校3年生の英語及び算数・数学のデジタル教科書が提供されているとのことですが、その効果等について教えてください。

○谷元教育長 沓拔教育指導課長。

○沓拔教育指導課長 今回示された制度改正の趣旨としましては、教科書をデジタル化することが目的ではなく、教科書の内容を児童・生徒にとって分かりやすくするために、これまで紙だけが認められていた教科書に、デジタルの特性が生きる学習にデジタルを取り入れて作成することを可能とすることで児童・生徒の学びの質を高めていくことを目的とするものであるとされています。また「令和7年度学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」成果報告書によりますと、デジタル教科書の導入により、約66%の教師が授業改善の効果を感じており、そのうち過半数が「学習内容を視覚的に確認する場面」で、「紙の教科書ではできなかったことができるようになった」と感じているという結果が出ています。市内の学校におきましても、「デジタル教科書中の資料を活用し、生徒が自分なりの方法で課題に取り組み、まとめることができるようになった」や、「動画機能を活用することで、子どもたちが、それぞれのタイミングで学びを深めることができた」との報告を聞いております。加えて、児童・生徒いずれについても、デジタル教科書を授業で「いつも使う」グループは、他のグループに比べて「授業の内容がよく分かっているか」「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいるか」のいずれについても、肯定的な回答の割合が高いという結果も示されています。

○谷元教育長 桐山委員。

○桐山委員 デジタル教科書の効果等、現状についてはわかりました。では、特に、支援が必要な子どもたちへの有効性に関してはいかがでしょうか。

○谷元教育長 沓拔教育指導課長。

○沓拔教育指導課長 同じく、前述の成果報告書によりますと、特別な配慮が必要な児童・生徒の教科指導におけるデジタル教科書の活用に関しては、代表的なものとしましては「書き込み機能」「拡大機能」「動画・シミュレーション機能」等が挙げられます。これらの機能により、例えば、

さまざまな情報を同時に捉えることが苦手な児童・生徒は、教科書本文に色分けして線を引くことで、必要な情報を視覚的に捉えやすくなったり、小さな文字に拒否感のある児童・生徒は、見たい箇所のみを拡大して確認ができ、授業に集中しやすくなると考えられる、と示されています。また、市内の学校におきましても、一斉の指示や、配付された資料だけでは一人で課題に取り組みづらい子どもも、「課題や資料等の情報が端末内に集まることで、情報を整理しやすくなると考えられる」という声を聞いております。

○谷元教育長 桐山委員。

○桐山委員 制度改正により使用可能となるデジタルな形態を含む新たな教科書は、次期学習指導要領の実施に合わせて使用開始となります。実証事業として使用しているデジタル教科書の効果や課題等も踏まえながら、教科書「を」教える教科書観から、教科書「で」教える教科書観への転換を、引き続き図っていただくようお願いします。

○谷元教育長 これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程6、報告第29号「委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導について①」を議題とします。

なお、本件及び次の日程7、報告第30号「委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導について②」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。それでは、報告第29号及び第30号については、非公開といたします。

ここで、定例会は休憩とします。

(休憩)

○谷元教育長 ただいまから、定例会を再開します。

それでは、日程6、報告第29号「委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導について①」を議題とします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席してください。

(ここから非公開部分)

(ここまで非公開部分)

○谷元教育長 ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもちまして、令和8年第7回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

（教育長） 谷元 紀之

（教育委員） 大中 智恵